

松山市地域防災計画

地震災害対策編

(令和3年度修正)

松山市防災会議

松山市地域防災計画（地震災害対策編）

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の主旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	2
第5 他の法律との関係	2
第6 松山市国土強靱化地域計画	2
第7 計画の習熟	3
第8 細部計画の策定	3
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1 松山市	4
第2 愛媛県	5
第3 愛媛県警察本部（松山東・西・南警察署）	5
第4 指定地方行政機関	6
第5 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊）	8
第6 指定公共機関	8
第7 指定地方公共機関	9
第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	10
第9 住民・事業者	11
第3節 市の災害環境	12
第1 松山市の概況	12
第2 主な地震災害	18
第4節 地震被害の想定	19
第1 基本的な考え方	19
第2 想定地震及び津波被害	20
第5節 地震災害シナリオ	32
第1 シナリオ区分	32

第2 災害・被害シナリオ	33
第6節 防災ビジョン	38
第1 防災ビジョンの基本目標	38
第2 災害に強いまちづくり	39
第3 災害に強いひとづくり	39
第4 災害に強い体制づくり	40
第5 ビジョンへの道筋づくり	41
第7節 地震防災事業計画	45
第1 地震防災緊急事業五箇年計画	45
第2章 災害予防計画	
第1節 防災活動の啓発	49
第1 防災思想・知識の普及	49
第2 地震防災訓練	54
第3 調査研究	56
第2節 防災組織の整備	57
第1 市の組織	57
第2 県の組織	58
第3 防災関係機関の組織	58
第3節 防災体制の充実	59
第1 災害対策本部の設置	59
第2 市業務継続計画の策定・運用	60
第3 業務継続マニュアルの作成	60
第4 専門的知識を有する防災担当職員の育成と確保	60
第5 職員用の備蓄物資の整備	60
第6 受援体制の整備	60
第4節 自主防災体制の整備	62
第1 住民の果たすべき役割	62
第2 自主防災組織の充実強化	63
第3 自主防災組織の果たすべき役割	64
第4 事業所等における自主防災活動	67
第5 地域における自主防災活動の推進	68

第5節 ボランティアの防災活動	69
第1 ボランティアの受け入れ・育成等	69
第2 ボランティアの活動	70
第3 三者連携の構築	70
第6節 防災都市づくり	71
第1 都市計画の推進	71
第2 市街地の整備	72
第3 道路施設の整備	73
第4 都市公園施設の整備	75
第5 建築物等の耐震・不燃化	76
第6 地下空間の浸水防止	78
第7 液状化対策の推進	78
第8 大規模盛土造成地変動予測調査の公表	78
第7節 津波災害・水害予防計画	79
第1 海岸保全施設の整備	79
第2 河川管理施設等の整備	79
第3 水防危険箇所等の把握	79
第4 消防力（水防）の強化	80
第5 伝達体制の整備	81
第6 地下空間浸水災害対策の強化	81
第7 津波災害警戒区域内における警戒避難体制の整備	82
第8 津波対策の強化	84
第8節 土砂災害予防計画	87
第1 土砂災害危険箇所の指定	87
第2 土砂災害危険箇所の把握等	90
第3 防災事業等の実施	91
第4 土砂災害警戒区域内における警戒避難体制の整備	91
第5 砂防ボランティア協会との協働	93
第9節 消防に関する計画	94
第1 出火防止・初期消火	94
第2 消防力（消火）の強化	95
第3 消防水利の整備	96
第10節 市民生活の確保計画	97
第1 避難計画	97

第2	物資供給体制の整備	102
第3	食料及び生活必需品等の確保	102
第4	飲料水の確保	103
第5	医療救護体制の確保	105
第6	防疫・保健衛生体制の確保	106
第7	災害廃棄物処理等の体制確保	106
第8	防災上重要な施設の管理者の留意事項	107
<hr/>		
第1	1 節 要配慮者の支援対策	108
第1	要配慮者の定義	108
第2	要配慮者に対する支援体制の整備	108
第3	高齢者対策	109
第4	障がい者、難病患者等対策	109
第5	外国人対策	109
第6	社会福祉施設等管理者の活動	109
<hr/>		
第1	2 節 避難行動要支援者の安全確保計画	111
第1	避難行動要支援者の定義	111
第2	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等	111
第3	避難行動要支援者への配慮	115
第4	避難行動要支援者支援対策マニュアルの活用	116
<hr/>		
第1	3 節 広域応援体制の整備計画	117
第1	県内応援体制の整備	117
第2	広域応援体制の整備	117
第3	消防相互応援体制の整備	119
<hr/>		
第1	4 節 通信施設の整備計画	120
第1	情報収集・連絡体制の整備	120
第2	通信施設の整備	121
第3	通信施設の運営管理	122
<hr/>		
第1	5 節 ライフラインの保安計画	123
第1	水道施設（公営企業局）	123
第2	下水道施設（公営企業局）	124
第3	電力施設（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）	125
第4	ガス施設（四国ガス株式会社松山支店）	126
第5	電信電話施設（西日本電信電話株式会社四国支店）	127
第6	廃棄物処理施設（環境部）	128

第16節 公共土木施設等の保安計画	129
第1 海岸保全施設	129
第2 河川管理施設	130
第3 港湾施設	130
第4 漁港施設	131
第5 農地・農林業施設	131
第6 防災上重要な施設	132
第7 文化財施設	132

第17節 危険物施設等の保安計画	134
第1 危険物施設	134
第2 高圧ガス施設	135
第3 毒物・劇物施設	135
第4 火薬類貯蔵施設	135
第5 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	136

第18節 海上災害予防計画	137
第1 関係機関の活動	137
第2 排出油の防除に関する協議会の活動	137

第19節 災害復旧・復興への備え	139
第1 平常時からの備え	139
第2 複合災害への備え	140
第3 災害廃棄物の発生への対応	140
第4 各種データの整備保全	140
第5 地震保険の活用	141
第6 保険・共済の活用	141
第7 罹災証明書交付体制の整備	141
第8 復興事前準備の実施	141
第9 復興対策の研究	141

第3章 災害応急対策

第1節 応急措置の概要	145
第1 市のとるべき措置	145
第2 県のとるべき措置	145
第3 住民のとるべき措置	146
第4 関係機関のとるべき措置	146

第5 企業・事業所のとるべき措置	146
第2節 応急活動体制	148
第1 活動体制の区分	149
第2 警戒体制	151
第3 非常体制	153
第4 特別非常体制	160
第3節 情報活動	164
第1 情報活動の強化	164
第2 情報の収集・伝達	166
第3 気象庁の地震・津波関連の情報	169
第4 県（災害対策（警戒）本部）への報告	175
第5 直接即報基準に該当した場合の報告	176
第6 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握及び報告	176
第4節 広報活動	177
第1 広報事項	177
第2 広報の活動体系	178
第3 広報の実施方法	178
第4 報道機関への発表・協力要請	178
第5 市民が必要な情報を入手する方法	179
第6 広報の実施体制	180
第7 安否情報の提供	180
第5節 地震災害時の避難活動	181
第1 避難指示等の発令・伝達	181
第2 避難誘導等	185
第3 指定避難所の設置	187
第4 指定避難所の運営管理	188
第5 広域避難	190
第6 避難状況の報告	190
第7 学校、社会福祉施設等における避難対策	191
第8 旅行者等帰宅困難者の避難対策	191
第6節 津波災害時の避難活動	192
第1 避難指示の発令・伝達	192
第2 避難行動要支援者等の避難誘導	192
第3 指定避難所の開設	193
第4 避難誘導実施者の津波からの安全確保	193

第5 避難指示の解除	193
第7節 緊急輸送活動	194
第1 緊急輸送の配慮事項	194
第2 緊急輸送の対象	194
第3 緊急輸送の段階別対応	195
第4 緊急輸送体制の確立	195
第5 緊急輸送の応援要請	196
第8節 交通確保対策	197
第1 陸上交通の確保対策	197
第2 海上交通の確保対策	200
第9節 災害拡大防止活動	201
第1 消防活動	201
第2 水防活動	206
第3 地下空間浸水災害対策活動	208
第4 人命救助活動	208
第5 建築物等の応急危険度判定	210
第6 被災宅地の危険度判定	211
第7 空家等の措置	211
第10節 生活救援活動	212
第1 飲料水の供給	212
第2 食料の供給	214
第3 生活必需品等の供給	215
第4 物資拠点の設置・運営	216
第5 応急仮設住宅の確保等	217
第6 災害相談の実施	219
第7 動物（犬、猫等）の管理	220
第11節 避難行動要支援者救援活動	221
第1 災害時における対策	221
第2 指定避難所生活等における対策	222
第3 応援要請	222
第12節 医療救護活動	223
第1 医療救護の実施体制	223
第2 傷病者等の搬送	225
第3 収容医療機関等	225

第4	医薬品等の確保	225
第5	関係機関との協力体制	226
第6	住民及び自主防災組織の活動	229
第13節 遺体の捜索・処置		230
第1	遺体の捜索	230
第2	遺体の検案及び安置	230
第3	遺体の火葬・埋葬	231
第4	県への応援要請	231
第5	協定締結先への協力要請	231
第14節 防疫・保健衛生活動		232
第1	防疫活動	232
第2	保健衛生活動	233
第3	住民の活動	234
第15節 災害廃棄物処理		236
第1	災害廃棄物処理	236
第2	し尿の収集処理	238
第3	ごみ等の収集処理	239
第4	障害物の除去	240
第16節 広域応援活動		243
第1	県又は他の県内市町に対する応援要請	243
第2	応援協定等に基づく応援要請	244
第3	愛媛県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請	244
第4	応援隊等の受け入れ体制	244
第5	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受け入れ体制	245
第6	広域応援の受け入れ	245
第7	外国からの応援活動	246
第8	他都市への応援活動	247
第17節 自衛隊の派遣要請		248
第1	自衛隊の活動	248
第2	災害派遣時の権限	249
第3	災害派遣要請	250
第4	自衛隊の自主派遣	250
第5	派遣部隊の受け入れ体制	251
第6	派遣部隊の撤収要請	251

第7 経費の負担区分	251
第18節 ボランティア活動の支援	253
第1 ボランティアの需給調整	254
第2 ボランティアの活動	254
第3 ボランティアの受け入れ	254
第4 ボランティアへの支援内容	255
第5 県への要請	255
第19節 通信施設の確保	256
第1 通信連絡手段	256
第2 通信施設の運用等	257
第20節 ライフラインの確保	259
第1 水道施設（公営企業局）	259
第2 下水道施設（公営企業局）	261
第3 電力施設（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）	262
第4 ガス施設（四国ガス株式会社松山支店）	263
第5 電信電話施設（西日本電信電話株式会社四国支店、株式会社NTTドコモ 四国支社愛媛支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K DDI株式会社、ソフトバンク株式会社）	264
第6 廃棄物処理施設（環境部）	266
第21節 公共土木施設等の確保	267
第1 道路施設	267
第2 海岸保全施設	267
第3 河川管理施設	268
第4 砂防等施設	268
第5 治山等施設	268
第6 港湾施設	268
第7 漁港施設	269
第8 農地・農林業施設	269
第9 都市公園施設	269
第10 空地利用計画	269
第22節 危険物施設等の安全確保	271
第1 危険物施設	271
第2 高圧ガス施設	272
第3 毒物・劇物施設	272
第4 火薬類貯蔵施設	272

第5 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	273
第23節 海上災害応急対策	274
第1 実施機関	274
第2 関係機関相互の通報連絡	275
第3 関係機関の活動	276
第4 貯木・在港船舶対策	277
第5 陸上施設事故対策	278
第24節 文教対策	279
第1 学校施設の応急措置	279
第2 応急教育	280
第3 学校施設の応急復旧	282
第4 文化財の保護	282
第25節 社会秩序維持活動	283
第1 警察機関の活動	283
第2 住民等への広報	283
第3 県に対する要請	283
第26節 原子力災害応急対策	284
第1 松山市の事務	284
第2 市の組織動員	284
第3 災害情報の収集・伝達	286
第4 避難等の対策	287
第5 広域避難の受け入れ	288
第27節 災害救助法の適用	289
第1 災害救助法の適用	289
第2 被害状況の把握	291
第3 被害状況の報告	292
第4 救助の種類	293
第5 その他の災害救助活動	294
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 災害復旧・復興体制の確立	297
第1 災害復旧・復興方針の決定	297
第2 復旧・復興本部体制による復旧・復興	297

第2節 災害復旧計画	300
第1 被災施設の復旧等	300
第2 被災者台帳の整備	301
第3 義援金の受け入れ	301
第4 義援物資の受け入れ	302
第5 義援金品の配布及び配慮	302
第6 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	303
第7 風評被害への対応	303

第3節 復興計画	304
第1 復興計画の作成	304
第2 防災まちづくりを目指した復興	305
第3 罹災（届出）証明書の交付	306
第4 復興財源の確保	306
第5 被災者の生活再建等への支援	307
第6 経済復興等の支援	310

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	315
第1 推進計画の目的	315
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	315

第2節 災害対策本部等の設置・関係者との連携協力の確保	316
第1 災害対策本部等の設置	316
第2 災害対策本部等の組織及び運営	316
第3 災害応急対策要員の活動体制	316
第4 地震発生時の応急対策	316
第5 資機材、人員等の調達手配	317
第6 他機関に対する応援要請	317
第7 帰宅困難者への対応	318

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ...	319
第1 津波からの防護のための施設の整備等	319
第2 津波に関する情報の伝達等	319
第3 避難指示等の発令基準	319
第4 避難対策等	320

第5 消防機関等の活動	323
第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	323
第7 交通対策	324
第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	324
第9 迅速な救助	325
第4節 南海トラフ地震に関連する情報の発表	327
第1 南海トラフ地震臨時情報	327
第2 情報発表までの流れ	328
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	329
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急 対策に係る措置	329
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災 害応急対策に係る措置	329
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	334
第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応 .	335
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	336
第7節 防災訓練計画	337
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	338